

## 吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市民の島外への通勤及び通学を支援するため、吉崎市発着の船舶及び飛行機(以下「船舶等」という。)の利用にかかる交通費を助成することにより、定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来のUターンを促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金(以下「助成金」という。)の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 吉崎市内に住所を有し、島外へ船舶等の交通機関を利用して通勤又は通学する者
- (2) 吉崎市内に住所を有し、勤務日は単身で島外に滞在し、船舶等の交通機関を利用して月に2回以上帰島する者

2 次に掲げる者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 市税等及び使用料を滞納している者
- (2) 1年以上継続して通勤又は通学する見込みがない者

### (交付対象者認定申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金交付対象者認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次の書面を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 在職又は在学(通学)証明書
- (2) 勤務先の通勤手当支給額証明書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (認定申請書の審査及び結果通知)

第4条 市長は、前条の認定申請書を受理したときは速やかに審査を行い、適正と認めたときは吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金交付対象者認定通知書(様式第3号)により通知するとともに、吉崎市島外通勤・通学者認定証(様式第4号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果不適正と認めたときは吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金交付対象者認定申請却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。

### (助成金の交付申請)

第5条 前条により認定を受けた者(以下「利用者」という。)は、吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金交付申請書(様式第6号)に助成対象区間にかかる交通費負担額及び利用した日を証明できる書類を添付し、市長へ提出するものとする。

2 助成金の交付申請は、4月から9月分を9月末日までに、10月から翌年3月分を3月末日までに行うものとする。ただし、定期券を購入した場合は

その都度行うことができる。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条に基づく申請が適当と認めるときは別表に定める助成金を決定し、利用者に助成金を交付するものとする。

2 勤務先等において通勤手当等の支給を受けている場合は、助成対象区間の交通費負担額から助成対象区間にかかる通勤手当等支給額を除いた額に対して、別表に定める助成金を交付するものとする。

(認定の取消し及び助成金の返納)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、吉岐市島外通勤・通学者交通費助成金交付対象者認定取消通知書(様式第7号)により通知するとともに、利用者に認定証の返還並びに助成金の返納をさせなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 虚偽の申請によって助成金の交付を受けたとき。

(2) 利用者が定期券等を第三者に貸与、売却等の行為を行ったとき。

(3) 利用者の事由により第2条の規定に該当しなくなったとき。

2 前項の規定による助成金の返納額の算定は、定期券等の利用日数等を考慮して市長が決定し、吉岐市島外通勤・通学者交通費助成金返納通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(助成金交付台帳)

第8条 市は、助成金交付台帳を作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、吉岐市補助金等交付規則(平成16年吉岐市規則第33号)によるものとし、その他必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

助成対象 区 間	利用者区分	助成額	限度額 (年間)	備 考
吉岐市発 着の船舶 及び飛行 機利用の 区間	第2条第1項 第1号に該当 する者	交通費負担額	50万円	
	第2条第1項 第2号に該当 する者	交通費負担額	20万円	